

## 自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう!!

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

### 道路交通法

自転車を運転する際は、運転する方がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

### 道路交通法 第63条の11

#### 第1項

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

#### 第2項

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

#### 第3項

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



## 自転車死亡事故の64.9%が頭部に致命傷を負っています。

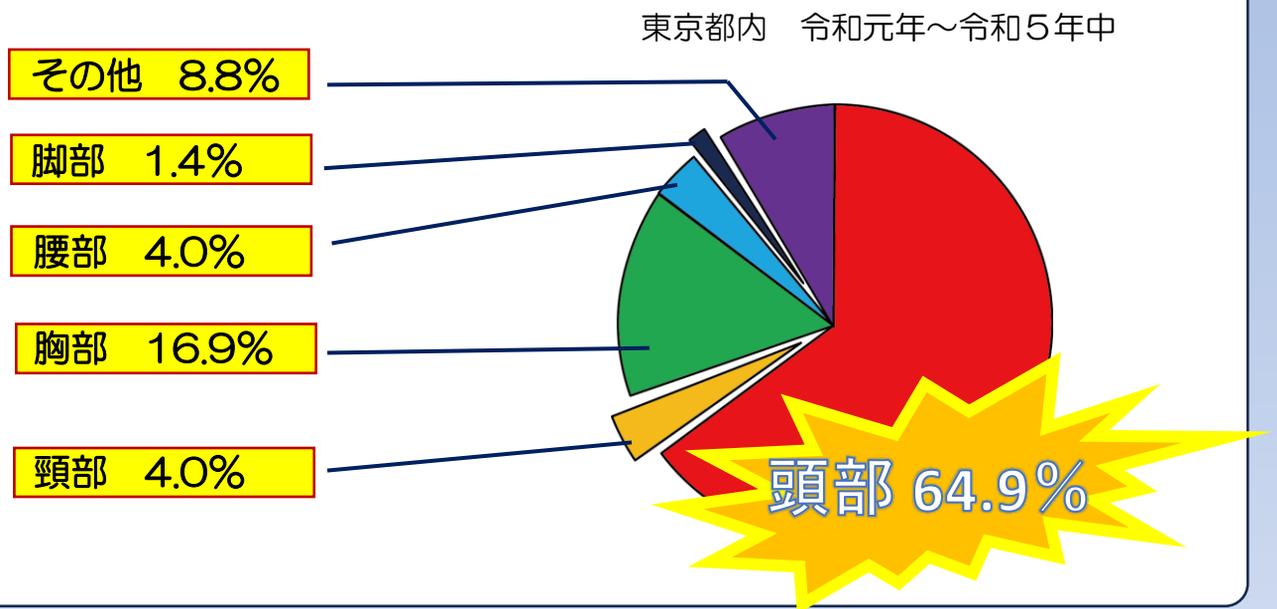
自転車事故で死亡した人の64.9%（注記1）が、頭部に致命傷を負っています。

また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用している場合と比較して、着用していない場合の致死率は約2.7倍と高くなっています。

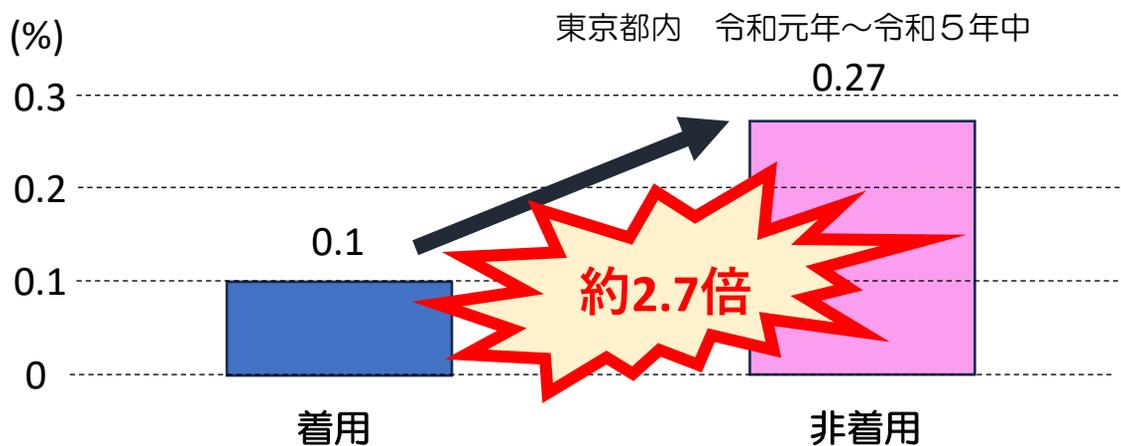
自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。

（注記1）令和元年から令和5年までの東京都内における自転車乗用中死者の損傷部位の割合

### 自転車乗車中死者の損傷主部位比較



### ヘルメット着用状況別の致死率



交通事故による被害を軽減するために、子供にヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めてください。

## 安全性を示すマークの付いたヘルメットをかぶりましょう

### 交通の方法に関する教則

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。  
乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークのついたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

### 安全性を示すマーク

SGマーク(一般財団法人製品安全協会 日本)  
JCF公認マーク・JCF推奨マーク(日本自転車競技連盟 日本)  
JISマーク(日本)  
CEマーク(EN1078) (欧州標準化委員会 EU加盟国等)  
CPSCマーク(1203) (アメリカ合衆国消費者製品安全委員会 アメリカ)  
GSマーク (ドイツ)  
など

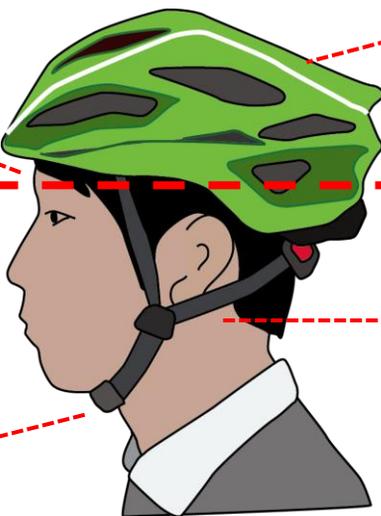


SGマーク

### 正しくかぶっていますか？

ヘルメットの先端が眉毛のすぐ上にくるように角度を合わせ、左右均等にかぶっていますか？

正しい角度で装着していますか？



耳元のV字部分はねじれていませんか？

あごとあご紐の間に人差し指が一本入りますか？

参考：東京都HP  
「ヘルメット着用啓発リーフレット」

### 情報発信元

警視庁 交通総務課 交通安全対策第二係  
電話：03-3581-4321 (警視庁代表)